

**令和8年度
こども家庭庁
母子保健デジタル健診実証事業
公募要領
(令和8年度 新規実施都道府県・市町村)**

受託事業者:株式会社野村総合研究所

令和8年8月

目次

第1章 実証事業について.....	1
1.1 事業の概要.....	1
1.1.1 事業の趣旨・背景.....	1
1.1.2 実証事業の目的.....	3
1.1.3 実証事業の契約スキーム.....	3
1.2 公募の概要.....	5
1.2.1 公募対象.....	5
1.2.2 実証事業の内容.....	5
1.2.3 実証実施に当たっての準備.....	8
1.2.4 連携するシステム運用事業者の資格要件.....	9
1.2.5 事業スケジュール.....	10
1.2.6 留意点.....	11
1.3 公募要件.....	11
第2章 応募手続.....	13
2.1 応募方法.....	13
2.1.1 応募主体と必要書類.....	13
2.1.2 提出期限と提出方法.....	14
2.1.3 公募に関する事前質問.....	14
2.1.4 選考方法.....	15
2.1.5 契約.....	16
2.1.6 委託費.....	16
2.2 報告・評価.....	18
2.2.1 進捗報告.....	18
2.2.2 成果報告書.....	18
2.3 公募要領に関する問い合わせ先・応募資料提出先.....	18

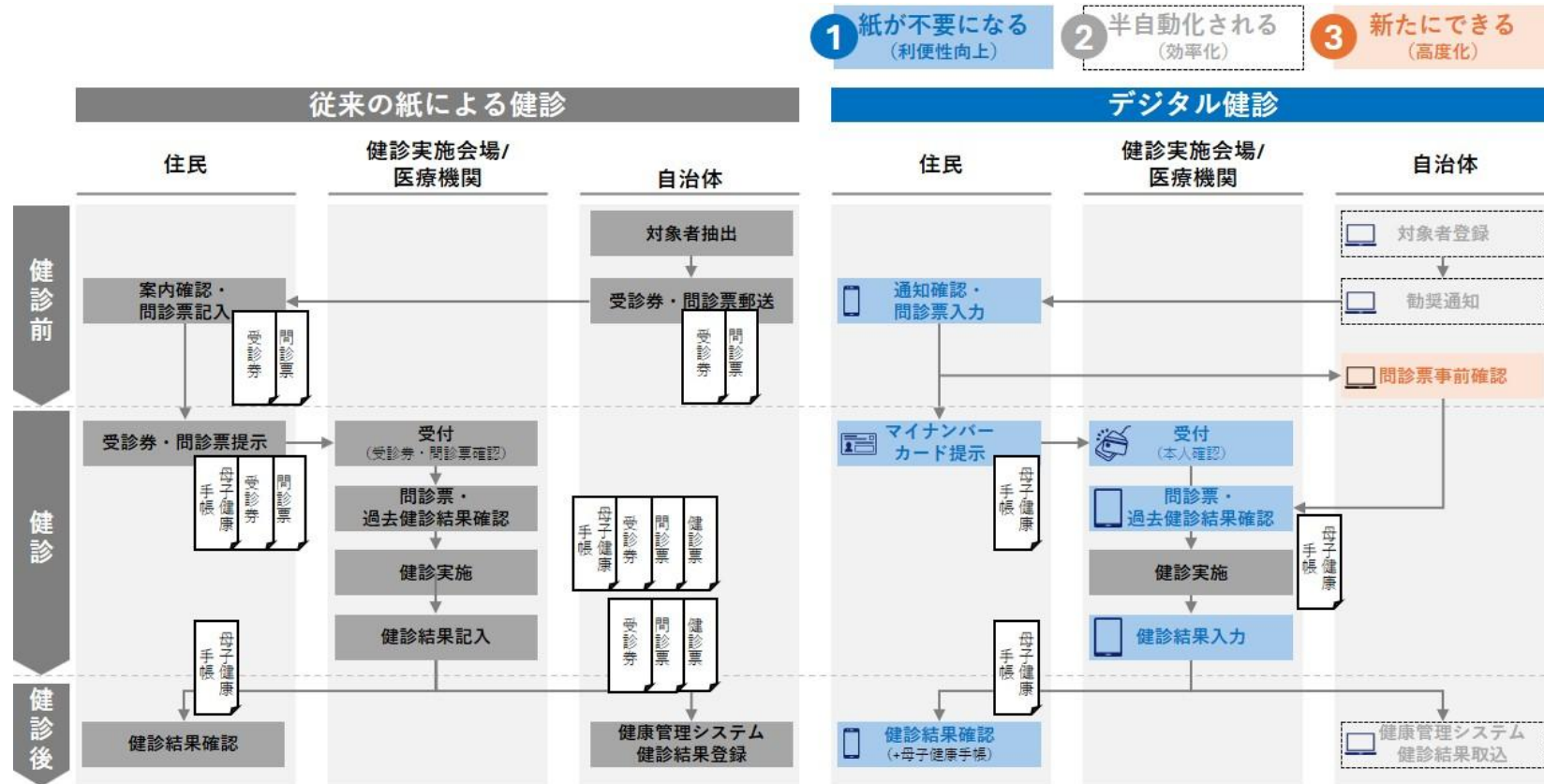
第1章 実証事業について

1.1 事業の概要

1.1.1 事業の趣旨・背景

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日閣議決定）において、母子保健分野におけるデジタル化の推進として、「母子保健情報に関する情報連携基盤（PMH）を活用した自治体における実証事業及び令和7年度に作成した電子版母子健康手帳に係るガイドラインを踏まえ、令和8年度以降全国展開を図る。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月閣議決定）において、「公費負担医療や予防接種・母子保健のデジタル化等、医療・介護に関する情報の連携と二次利用を含む利活用の基盤を構築する。」とされている。母子保健DXに係る取組においては、全国共通の情報連携基盤（以下「PMH」という。）や、電子版母子健康手帳を活用することで、スマートフォンでの健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等を実現し、住民の利便性向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関における事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指している。令和5年度より「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、PMHを活用し、妊産婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組（以下「デジタル健診」という。）を先行的に実施しているところである。令和8年度以降の母子保健情報の連携及び電子版母子健康手帳の全国展開を見据え、「母子保健デジタル健診実証事業」（受託事業者：株式会社野村総合研究所。以下「本事業」という。）において、引き続き母子保健情報のデジタル化に関する課題等について必要な検討、実証を行うこととしている。特に、令和8年度の実証においては、先行実施の進捗等を踏まえ、導入自治体におけるデジタル健診受診率の向上を図るとともに、都道府県が主体となり、複数の市町村に対して一括でデジタル健診を導入する取組を行う。これらの知見を踏まえ、標準モデル及びマニュアルの整備を行うことを予定している。

図表 1 デジタル健診のイメージ



1.1.2 実証事業の目的

本事業では、以下の点について検討及び実証を行うことを目的として、参加を希望する都道府県・市町村を公募する。令和7年度母子保健デジタル化実証事業で得られた知見等を踏まえ、令和8年度以降の全国展開に向けて、参加自治体において妊産婦健診・乳幼児健診におけるデジタル健診を推進し、住民・市町村・都道府県のそれぞれの課題を明らかにすると共に、その解決に向けた取組を行う。住民に対してはマイナンバーカード保有率の向上やデジタル健診の認知度向上・メリットの周知に資する取組、市町村においては紙からデジタル健診への移行期における負担最小化に必要となる施策の検討や、職員がメリットを実感できる業務改善、都道府県においては管内市町村への一括導入等による一定地域における面的な展開の検証を行う。これらの取組を通じて、他自治体でも展開可能な運用保守費モデルの検討等を実施する。

特に令和8年度の実証においては、デジタル健診受診率（該当する健診の受診対象者に占める、デジタル健診を受診した者の割合）が50%を超えるような、本事業の取組が一定規模以上見込まれる状態での課題抽出や工夫の在り方等を検証する。あわせて、都道府県が主体となり、管内の複数の市町村に対して一括でデジタル健診を導入することにより、一定地域における面的な展開を図る場合の推進体制、医療機関・医師会等との調整の在り方、システムの共同利用等による費用面での削減効果等についても検証する。

また、上記の取組等により得られた知見を収集し、デジタル健診の運用方法や留意点等を取りまとめた「導入プロセスガイド」等を準備するとともに必要な資材を作成し、全国の市町村がデジタル健診を円滑に開始できるような環境を整備する。

1.1.3 実証事業の契約スキーム

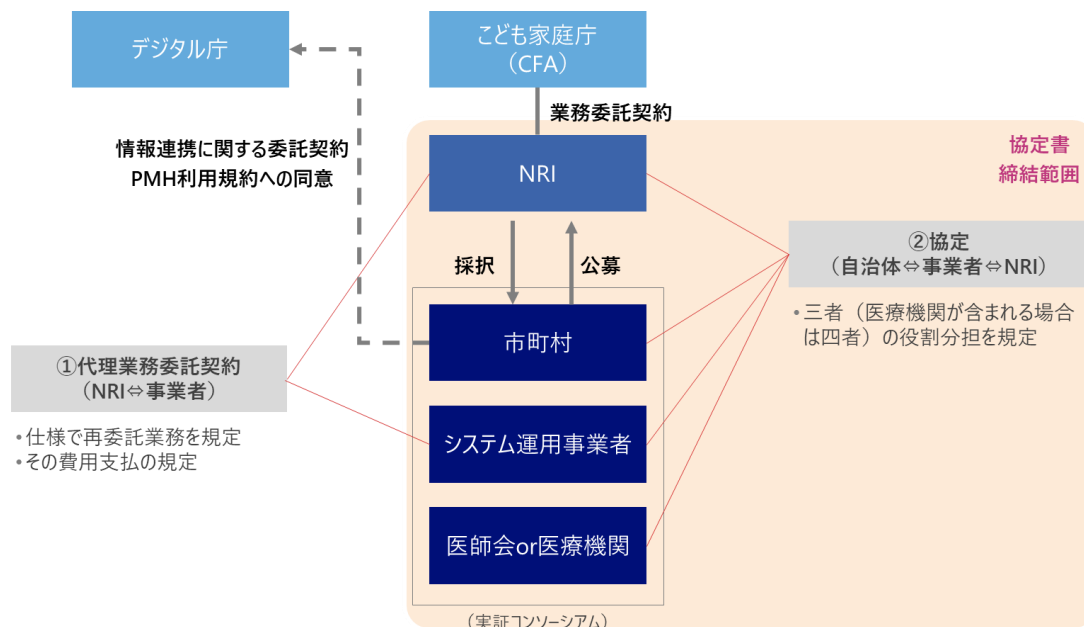
本事業は、こども家庭庁より株式会社野村総合研究所（以下「NRI」という。）が受託している。NRIは、事業全体の管理支援業務及び都道府県・市町村の事業計画に関する助言等の業務を行う。

本事業に参画を希望する都道府県・市町村においては、事業への応募に際し、地域実証を進めていくに当たり必要となるシステム運用事業者（母子保健アプリベンダ、健康管理システムベンダ等）及び医療機関・医師会等を選定・調整し、採択された都道府県・市町村（以下「採択都道府県・市町村」という。）は採択後にNRI、当該システム運用事業者及び医療機関・医師会等と協定を締結する。なお、採択都道府県・市町村とNRI、システム運用事業者及び医療機関・医師会等との協定の内容についてはこども家庭庁及びNRI（こども家庭庁及びNRIを併せて、以下「事務局」という。）が内容を確認し、協定の事項について調整を依頼することがある。

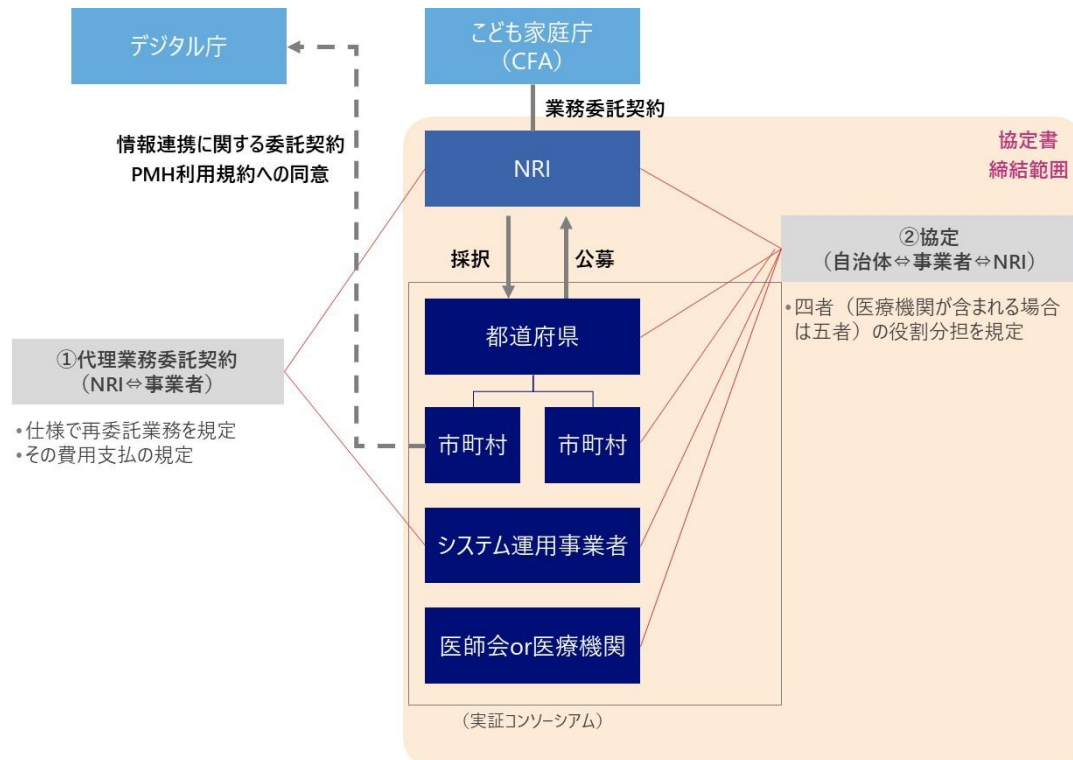
採択都道府県・市町村と協定を結んだシステム運用事業者はNRIとの間で、委託契約に準拠した代理業務委託契約を締結する。また、本事業はPMH利用が前提となるため、採択都道府県・市町村は採択後に、デジタル庁との間で、情報連携に関する委託契約の締結及び

PMH 利用規約への同意を行う。(図表 2、図表 3)

図表 2 契約スキームイメージ(市町村による応募の場合)



図表 3 契約スキームイメージ(都道府県による応募の場合)



1.2 公募の概要

1.2.1 公募対象

本事業に応募する都道府県・市町村は、以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 採択された場合、本事業で連携するシステム運用事業者と協定を締結できること。

また、システム運用事業者は NRI と速やかに業務委託契約が締結可能であること。

(イ) 採択された場合、PMH との情報連携に関して、デジタル庁と委託契約を締結できること。

(ウ) 実証対象事務（詳細については「1.2.2 実証事業の内容」を参照すること。）を医療機関・医師会等へ委託している場合には当該医療機関・医師会等と協定を締結することができること。

(エ) 市町村（都道府県が応募する場合は参画する各市町村）が本事業を遂行するために必要なシステム基盤を有していること。

(オ) 上記を満たす都道府県・市町村で、公募要件の記載に全て準拠して実証を実施することができること。

(カ) 原則として、事業終了後も、本事業で整備したシステム等を活用し、デジタル健診を継続して実施すること。

1.2.2 実証事業の内容

本事業では、PMH と、健診実施施設（集団健診会場及び個別健診を実施する医療機関をいう。以下同じ。）が PMH を利用するためのアプリ等（健診実施機関向け母子保健アプリ及び母子保健サイト（医療機関向け健診結果等入力画面）をいう。以下「健診実施施設向けアプリ等」という。）及び市町村の健康管理システムを連携して、母子保健情報デジタル化の実証を行う。

これらのうち、PMH 及び母子保健サイトは PMH において提供されるものであり、採択都道府県・市町村において新たに整備する必要はない。一方、健診実施機関向け母子保健アプリ及び市町村の健康管理システムについては、採択都道府県・市町村が連携するシステム運用事業者と共同して、PMH との情報連携に必要な開発・改修等を行う。

また、採択都道府県・市町村において実証を行う際に、定義された標準プロセスやフォーマット類を用いて進めることができるか、検証を行う。

<対象事務>

- ・ 妊産婦健診
- ・ 乳幼児集団健診（1歳6か月児健診、3歳児健診等）
- ・ 乳幼児個別健診（同上）

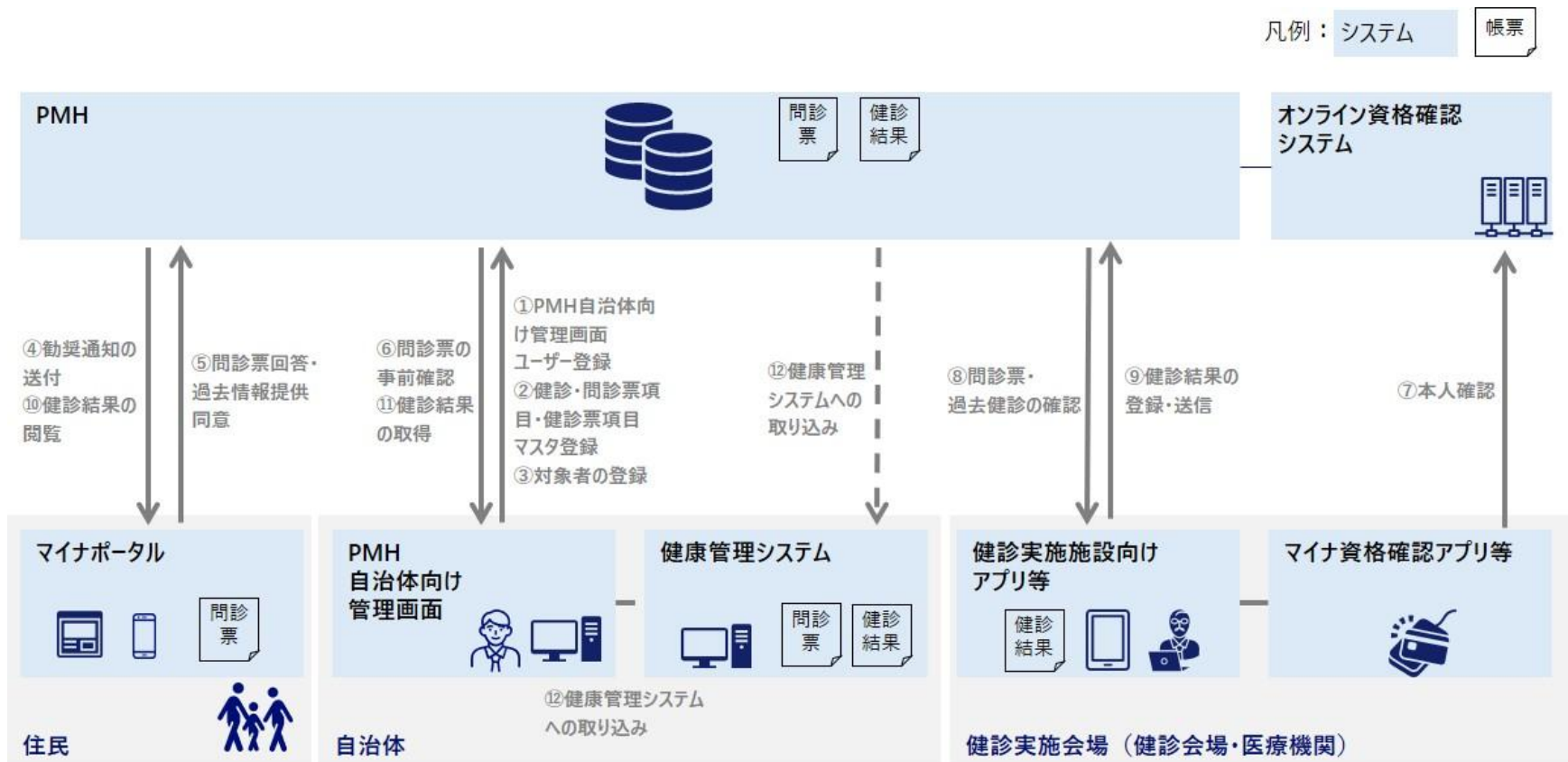
※上記健診の一部のみでも応募可能とする。応募書類において対象とする健診を記載すること。

※対象となる健診事務のデジタル化の進捗に応じて、電子版母子健康手帳の取組を実施することも可能とする。

＜取組内容＞

- ・ PMH との情報連携のためのシステム整備※¹（健診実施機関向け母子保健アプリの開発・改修※²、健康管理システムの改修等）。なお、母子保健サイト（医療機関向け健診結果等入力画面）を用いる場合は、PMH で提供される画面を利用するため、新たな開発は要しない。
※1 詳細は「別紙1 システム整備の概要」参照。
※2 健診実施機関向け母子保健アプリは集団健診会場での活用を、母子保健サイト（医療機関向け健診結果等入力画面）は個別健診での活用を想定している。開発・改修されたアプリやシステムは開発者に著作権が帰属する。健診の支払い請求については、今回の実証の範囲には含まれない。
- ・ 健診実施施設向けアプリ等を用いた健診の実施
（都道府県・市町村が応募の際に選択した健診が対象）
- ・ デジタル健診の実施に関する住民への周知・広報
- ・ デジタル化された母子保健情報の連携、デジタル健診に係る業務フローの検証・システムの操作性に関する調査
- ・ 全国展開に向けての課題抽出

図表 4 各種システムと利用主体の関係イメージ



1.2.3 実証実施に当たっての準備

実施に当たっては、以下のような作業が想定されるが、時系列に並んでいるわけではないため留意すること。

図表 5 想定される主な準備作業

#	分類	作業事項	補足
1	立ち上げ	関係団体との調整、協力要請 (産婦人科医師会、小児科医師会、歯科医師会 等)	会議体等で説明を実施し、書面にてデジタル健診の実施に対する協力や合意を確認すること
2		各システム事業者・医療機関との協定締結	事前に協力について内諾を得ておくこと
3		PIAの実施	時間を要するため早期に準備を開始し、システムの開発や利用の開始までに完了していること
4		個人情報保護審議会への報告	
5	業務フローの構築	市町村内での業務フローの検討（健診前の準備/健診業務/健診後の業務）	従来の紙での健診からの変更箇所の確認、健診に従事する関係者等との調整
6		集団健診関係者/医療機関（妊婦健診、個別健診）との業務フローの確認	
7	健診実施会場の運営検討・準備	健診に利用する端末等の配置場所・台数の検討	健診における業務フロー・会場レイアウトを考慮し調整
8		健診に利用する端末等の手配、設置	自治体保有端末を利用、もしくは実証事務局側で準備
9		健診実施会場/医療機関での受付・案内準備	受診者向けの案内表示、受付担当者用のガイダンス 等
10	デジタル化・システム利用準備	応募の際に選択した健診における問診項目/健診項目等のマスタ作成	採択市町村で実施している 問診項目/健診項目が対象 NRI支援のもと作成
11		健診実施機関向け母子保健アプリの開発/改修	主に、令和 8 年度新規に実施するベンダの場合
12		健康管理システムの改修	
13		マイナポータル・健診実施機関向け母子保健アプリ画面の表示イメージの確認	健診実施機関向け母子保健アプリベンダ協力のもと実施
14		PMH自治体向け管理画面利用トークンの申請・受付端末の設定	PMHアクセスに必要な情報の登録
15		健診実施機関向け母子保健アプリの設定・導入準備	※民間ベンダーの提供する健診実施機関向け母子保健アプリを利用する場合は必要に応じて実施すること
16		健康管理システムの設定・導入準備	
17		健診実施施設向けアプリ等操作確認・健診に従事する職員等を対象とした研修	健診実施機関向け母子保健アプリベンダ協力のもと実施
18		健康管理システム操作確認・健診に従事する職員等を対象とした研修	健康管理システムベンダ協力のもと実施
19	周知広報	デジタル健診のパンフレット・ポスター作成（市町村名等が記載できカスタマイズできる仕様）	ベース素材は、NRIより提供
20		パンフレットやポスターを用いた対象住民への周知、市のホームページ等への掲載	ベース素材は、NRIより提供
21		マイナンバーカード取得を促すためのパンフレットを用いた対象住民（妊婦、乳幼児）への周知	ベース素材は、NRIより提供

1.2.4 連携するシステム運用事業者の資格要件

システム運用事業者に求められる要件は以下のとおりである。

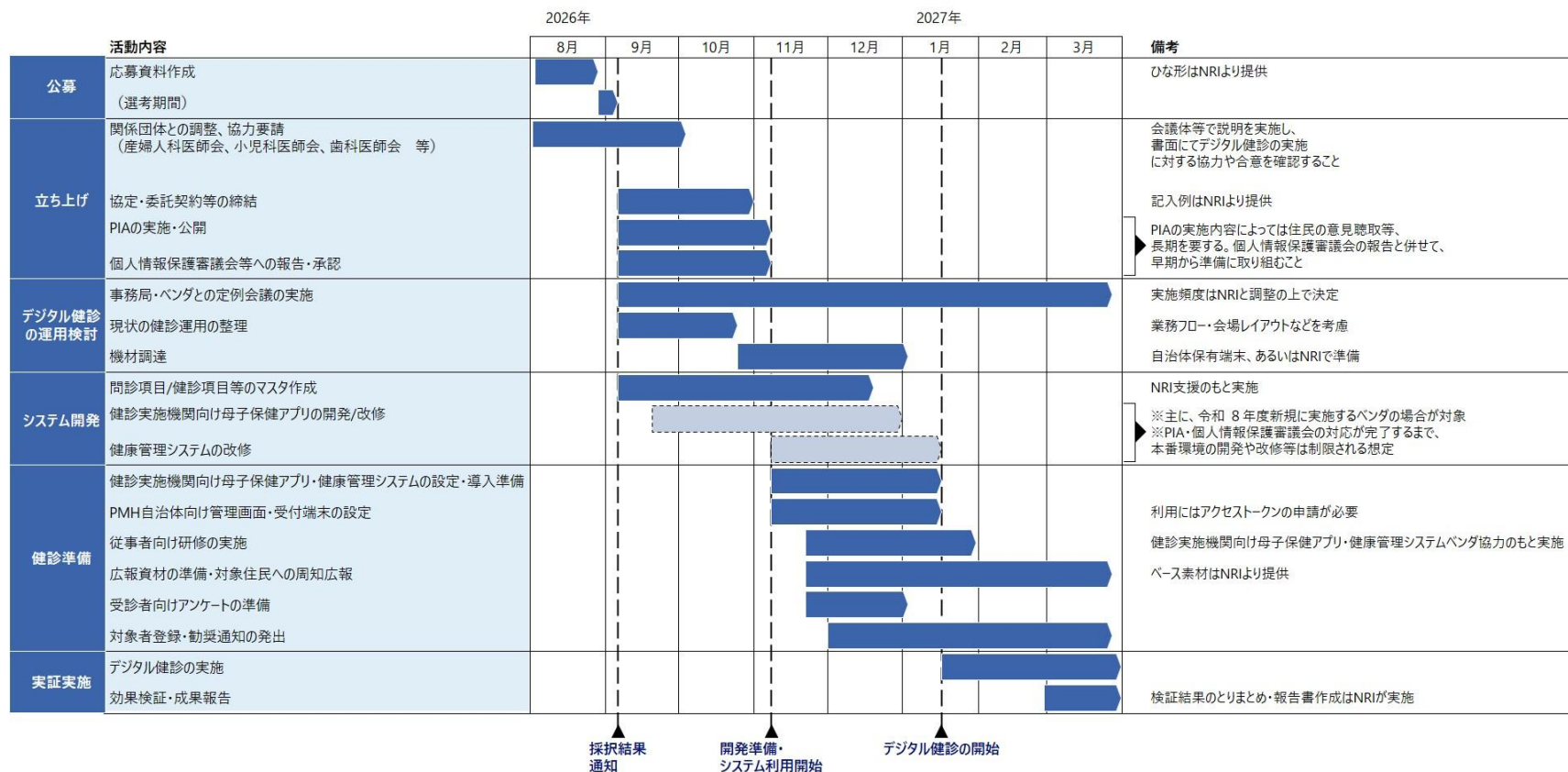
図表 6 システム運用事業者に求められる要件

対象者	要件
共通	こども家庭庁、採択市町村及びNRIが要求する情報セキュリティ基準を満たすこと
	NRIとの契約締結にあたり、事務局の実施する契約審査基準を満たすこと
健診実施機関向け 母子保健アプリ	健診実施機関向け母子保健アプリの開発が可能であること
	乳幼児健診、妊婦健診の2つの領域のうち、いずれか1つ以上についてのアプリ開発・運用実績があること
	下記の要件を満たす母子保健アプリの開発が可能であること ・ マイナンバーカードの読み取りアプリを経由して本人確認を行い、健診実施機関向け母子保健アプリにおいて健診対象者の問診票情報等を取得できること ・ 採択市町村が設定したマスタに基づき、健診結果を母子保健アプリにおいて登録ができること ・ 登録した健診結果等についてPMHと情報連携できること
健康管理システム	下記の要件を満たすシステムを既に市町村に提供し、運用していること ・ 健診対象者情報（乳幼児/妊婦のいずれか）を管理する ・ 健診結果（乳幼児/妊婦のいずれか）を登録する
	PMHへの対象者登録に必要な情報の出力や、健診結果情報の取り込みに対応できること（ただし、連携方式は問わない）

1.2.5 事業スケジュール

事業のスケジュールについては、おおむね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

図表 7 事業スケジュール



1.2.6 留意点

<採択規模>

採択される市町村数が3市町村程度となるように、都道府県・市町村を採択することを想定している。

※ 都道府県が管内の2市町村を主導して実証に参加するケースは、2市町村と計上する。

※ 母子保健デジタル化等実証事業の予算の範囲内において、応募状況及び提出された事業計画書等の内容に鑑み、最終的に決定する。

<実証内容の調整>

採択に係る選考過程及び採択後の契約において、事務局から実証内容の調整を要請する場合がある。

1.3 公募要件

以下の要件を全て満たすこと。

なお、都道府県が応募する場合、市町村に係る要件については、参画する各市町村が当該要件を満たすことを都道府県において確認した上で応募すること。

- (ア) 市町村における業務や情報システムの運用、データの取扱いに係る関係法令等に対応する諸手続については、当該市町村が責任を担うこと（なお、本事業は市町村の母子保健事業の一環とみなすことを想定しており、倫理委員会を設けることは必須としないが、市町村の判断により実施する場合、当該対応は市町村において行うこと。）。
- (イ) あらかじめ、連携するシステム運用事業者等と協議・調整の上、応募すること。応募に当たっては、本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等が、母子保健のデータ連携に関する関係各府省の施策を始めとした本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で行うこと。なお、必要に応じて事務局が協定の内容を確認し、協定の事項について調整を依頼することがある。
- (ウ) 市町村は、システム改修に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行うこと。（記載例は事務局から提供予定）
- (エ) システム運用事業者等は実証を行うに当たり必要な個人情報の取扱いに関し、市町村の責任の下で個人情報保護法を含む適用法令を遵守すること。また、市町村内において特定個人情報ファイルの取扱いに関する個人情報保護審議会への報告及び承認手続を実施すること。（システム改修までに実施する必要がある。）
- (オ) 母子保健に係る健診業務を医療機関・医師会等へ委託している場合、応募都道府県・市町村が計画する健診を実施できるよう、連携するシステム運用事業者と共同して当該医療機関・医師会等に対して協力を依頼すること（実証協力医療機関は委託先医療機関の一部で差し支えない）。特に、会議体等において事前に本事業の内容を十分

- (カ) に説明した上で、本事業への協力について関係医療機関・医師会等の合意を得るとともに、その内容を議事録、同意書その他の書面等により確認できるようにしておくこと。
- なお、必要に応じて事務局が協定の内容を確認し、協定の事項について調整を依頼することがある。
- (キ) 本事業はデジタル庁の PMH 事業と連携し業務遂行することを想定している。本事業で抽出された課題が PMH 事業に対する提言等に活用されることについて了承すること。
- (ク) 応募状況や PMH 事業との兼ね合いにより、採択都道府県・市町村から提案された実証計画について調整を依頼する場合があるため、当該要請に対して協力すること。
- (ケ) 事務局から求めがあった場合、都道府県・市町村が作成した事業計画書、参考資料等に記載された都道府県・市町村における各種計画、戦略、方針や、実施している事業の概要等について、あらかじめ事務局と都道府県・市町村との調整の上で公表されることやその作業のために事務局に資料を提供すること、また事務局における本件施策の効果検証に関して協力やデータ提供を求める可能性があることに了承すること。
- (コ) 事務局から求めがあった場合には、連携するシステム運用事業者が詳細な見積りを提示できるよう、あらかじめ連携するシステム運用事業者等と調整すること。
- (サ) 事務局による、市町村・連携するシステム運用事業者への現地調査を受け入れること。
- (シ) 都道府県・市町村において、本事業の担当職員を配置すること。本事業の担当職員及び必要に応じてシステム運用事業者は、事業実施状況を、オンライン会議等の手法により開催する定例会議等において、事務局へ報告すること。また、事務局から求めがあった場合には、事務局との打ち合わせを設けるなどにより、事業の進捗や、実施計画を進める上での課題等を議論すること。
- (ス) その他、事務局からの連絡、指示、問い合わせ等に対して速やかに対応、回答すること。
- (セ) 対象住民（妊産婦、乳幼児）のマイナンバーカード取得率向上の取組を行うこと。
- 特に、本事業終了後の継続運用期間も含め、実証開始後おおむね1年程度を見据え、デジタル健診受診率（該当する健診の受診対象者に占める、デジタル健診を受診した者の割合）が50%を超えるような事業実施計画を有すること。
- また、令和8年度の実証期間においても、一定以上の規模でデジタル健診の運用を実施できる体制が構築されていること。（広く住民にデジタル健診に関する案内を行い、希望する住民は全てデジタル健診を受診できていること等が該当）
- (ソ) 原則として令和9年度以降、本事業で整備したシステムを用いて、実際の母子保健の健診現場でデジタルを活用した健診業務を継続すること。
- なお、本実証は令和8年度をもって終了するため、以降のデジタル健診の継続に当た

っては、市町村内で開発・運用コストを確保できるように予算を整備する必要がある点に留意すること。

(タ) 都道府県が市町村を主導して本事業に応募する場合、必ず複数市町村が参画すること。都道府県と単一市町村の連携による応募は、選定対象外とする。

(チ) 本事業に係る権利の取扱いについて、以下のとおり整理する旨に同意すること。

- I. 本事業の遂行以前から各当事者又は第三者が有していた特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産権及びそれらを受ける権利並びに秘密として管理するノウハウ（以下「知的財産権」という。）は、各当事者又は第三者が引き続き保有する。
- II. 本事業の遂行中に生じた知的財産権は、その発明又は創作等を行った当事者に帰属する。
- III. 報告書及び報告書の作成に必要となるものに係る知的財産権は事務局に帰属する。

第 2 章 応募手続

2.1 応募方法

2.1.1 応募主体と必要書類

<応募主体>

都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）

※都道府県が応募する場合は、複数の市町村が参画すること。（詳細は 1.3(ソ)を参照すること。）

<必要書類>

以下の書類を提出すること。また、事務局から追加の書類提出を求められた場合は速やかに対応すること。

(ア) 事業計画書（別紙 2）

別紙 2 の様式を基に作成すること。ただし、必要に応じて記入枠の調整や記載事項の追加等を行っても差し支えない。

都道府県が応募する場合は、自治体概要・健診の基本情報・庁内外体制の情報を、実証に参加する市町村ごとに作成すること。

(イ) 支出計画書（別紙 3）

別紙 3 の様式により作成すること。

都道府県が応募する場合は、参加する各市町村に係る必要経費の合計額を記入すること。

2.1.2 提出期限と提出方法

<提出期限>

2026 年 8 月 28 日（金）17 時

<提出方法>

提出ファイルを電子メール添付により提出のこと。ただし、容量の問題でメール添付が不可能な場合にはクラウドサービスの利用も可とする。その場合にはファイルがダウンロードできる URL をメールで提出すること。

送信メールの件名は、「(都道府県名 / 市町村名) R8 年度_母子保健デジタル化実証事業_応募書類一式」とすること。

事務局がメールを受領後、申請者に対してメールへの返信により受領確認の通知を行う。申請者がメール送信後、事務局より 3 営業日を過ぎてもメールが届かない場合には、「2.3 公募要領に関する問い合わせ先・応募資料提出先」に記載の問い合わせフォームまたはメールアドレス宛に照会すること。

<提出先>

株式会社野村総合研究所 母子保健デジタル化実証事業事務局：
kaisyu_boshidx@nri.co.jp

2.1.3 公募に関する事前質問

8 月 27 日（木）まで、事務局への質問（事前相談）を受け付ける。質問を希望する場合は下記のフォームまたはメールアドレスに質問事項を送付すること。

公募に関するご質問対応連絡先：

<問い合わせフォーム>

https://questant.jp/q/boshidx_toiawaser8



<問い合わせ先メールアドレス>

toiawase_boshidx@nri.co.jp

なお、電話でのお問合せは受け付けておりません。事務局の代表電話等にお電話いただきましてもご対応できないことがございますのでご了承ください。お電話でのご相談を希望される場合は、上記フォームまたはメールに、部署名・担当者名・連絡先・問い合わせ内容を記載の上で、電話でのご相談を希望の旨を明記ください。事務局よりご連絡させていただきます。

図表 8 公募スケジュール



日	月	火	水	木	金	土
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7 応募開始 説明会動画配信	8/8
8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22
8/23	8/24	8/25	8/26	8/27 問い合わせ締切	8/28 応募締め切り	8/29
8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6	9/7	9/8	9/9	9/10 採択市町村への 通知予定日① (変動の可能性)	9/11 採択市町村への 通知予定日② (変動の可能性)	9/12

2.1.4 選考方法

(ア) 選考方法

事務局・デジタル庁・第三者有識者で構成される選考委員会において選定を行う。
なお、評価に際し、応募都道府県・市町村に対して追加資料の提出、ヒアリングや提案内容の修正等を求める場合がある。

(イ) 選考基準

選考に当たっては、「別紙 4_選考基準」に掲載の評価内容に基づき、総合的に判断する。なお、「別紙 4_選考基準」の観点以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

(ウ) 提案内容の確認・修正

選考は提出された応募書類に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出依頼、又はヒアリング等を実施する場合がある。また、必要に応じて事務局と応募都道府県・市町村との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

(エ) 提案の採択

事務局は採択都道府県・市町村に対して速やかにその旨通知する。なお、採択時の評価内容に関しては一切公表せず、選考に関する問い合わせは受け付けない。

事業計画について、契約までに、必要に応じて事務局と採択都道府県・市町村との間で調整の上、修正等を行う場合がある。

なお、提案時に提出した事業計画自体に変更がある場合、「(イ)選考基準」に定める評価項目・評価内容が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、事務局と調整の上、許容するものとする。

(オ) 応募の無効

本公募要領に示した公募資格（連携を予定しているシステム運用事業者等に適用される公募資格を含む）を満たさないことが判明した応募申請書は無効とする。

2.1.5 契約

NRI と、採択都道府県・市町村が連携するシステム運用事業者との間で、事務局の委託契約に準拠した業務委託契約を締結する。なお、具体的な契約条件等は採択都道府県・市町村が決定次第、事務局による契約審査を経たうえで、事務局とシステム運用事業者との間で最終的な調整を行った上で締結する。

< 契約期間 >

契約期間は契約締結日（令和 8 年 9 月上旬頃を想定）から令和 9 年 3 月 31 日までの日で事務局が別に定める日までとする。

< 契約形態 >

事務局の定める様式による。その詳細については採択都道府県・市町村に別途通知する。

2.1.6 委託費

委託費は、NRI と採択都道府県・市町村が連携するシステム運用事業者との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。支払いにあたっては事務局で内容を精査の上、実証対象になるものとして認められた経費のみを対象とする。また支払時期及び方法の詳細は NRI とシステム運用事業者との契約において定めることとする。なお、採択された事

業に係る予算計画書等は、必要に応じて契約の締結時までに採択都道府県・市町村と事務局との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

<委託費の対象>

委託費は、本事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（それぞれ消費税10%（消費税率＋地方消費税率）を含む。）であって、本事業の実施に当たり新たに経費が必要となるものを対象とする。

本事業の経費対象として想定する主な費用例は以下のとおり。

なお、支出計画については「別紙3」の様式に従って提出すること。事務局は提出された支出計画書に基づき全体の予算を考慮した選考を行い、採択都道府県・市町村・システム運用事業者と計画内容の調整を行ったうえで委託費として認める範囲（内容・金額）を事前に定めるものとする。

なお、事前に定められた委託費を超過する費用は事務局からの支払いの対象外とする。

- ・ 実証を行う前提として、健診実施機関向け母子保健アプリが PMH と連携するための開発等を行うための経費（対象外経費に記載の項目を除く開発費、初期設定費等）
- ・ 実証において必要となる、健診実施機関向け母子保健アプリの利用に係る経費（月額利用料、端末リース料等）

※なお端末リース料が過大に高額である場合、採択都道府県・市町村と事務局で端末の調達方法を再検討する可能性がある。

- ・ 実証を行う前提として、健康管理システムが PMH と連携するための開発等を行うための経費（対象外経費に記載の項目を除く開発費、初期設定費等）

<対象外経費>

以下の経費は対象外とする。

- ・ 採択市町村、連携するシステム運用事業者の通常の運営経費（健康管理システムの運用費は、原則として、既存の保守運用費の範囲で対応いただく。）
- ・ 健診実施機関向け母子保健アプリ及び健康管理システムにおいて、PMH と連携するための対応ではない、市町村の個別の希望を踏まえた UI/UX 改善対応（ベンダ各社の競争領域）にかかる経費
- ・ 本事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・ 契約期間に実施されない取組に係る経費（本事業実証終了後のシステム運用費用等）
- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

2.2 報告・評価

2.2.1 進捗報告

採択都道府県・市町村及びシステム運用事業者は、本事業開始後、定期的な実施状況の報告（開発スケジュールに沿った進捗報告、市町村での活動状況の報告、等）を行うこと。なお、報告のサイクルや様式等の詳細は別途連絡する。

2.2.2 成果報告書

採択都道府県・市町村及びシステム運用事業者は、本事業の終了後、事務局が作成する成果報告書の策定に協力しなければならない。成果報告書には以下の内容を含むものとし、採択都道府県・市町村及びシステム運用事業者は、下記に準じた内容にて、採択都道府県・市町村として報告するとともに、事務局への資料提供等の協力を行うこと。

なお、下記の報告においては、今後母子保健デジタル化に取り組む市町村や事業者の参考となる情報を整理すること。

- ・ 事業成果
- ・ 直面した課題とその対応策・解決方法
- ・ 全国展開に向けた課題等の整理

採択都道府県・市町村及びシステム運用事業者から提出された報告等を基に、事務局において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、事務局がとりまとめた本事業全体の成果報告書は、Web ページ等で公開する場合がある。事業報告の様式及び資料提出期限は別途連絡する。

2.3 公募要領に関する問い合わせ先・応募資料提出先

問い合わせについては以下の問い合わせフォームまたはメールアドレス宛に送付すること。公募要領に関する質問のほか、提出資料に関する相談等も受け付ける。なお、特段の事情がない限り、連絡は原則メールで行うこと。お電話でのご相談を希望される場合は、下記問い合わせフォームまたはメールに、部署名・担当者名・連絡先・問い合わせ内容を記載の上で、電話でのご相談を希望の旨を明記ください。事務局よりご連絡させていただきます。

※問い合わせ先と応募資料提出先でメールアドレスが異なる点に留意すること。

<問い合わせ先>

- ・ 宛先 株式会社野村総合研究所 母子保健デジタル化実証事業事務局
- ・ メール toiawase_boshidx@nri.co.jp

- ・
- ・ Web フォーム https://questant.jp/q/boshidx_toiawaser8



<提出先>

- ・ 宛先 株式会社野村総合研究所 母子保健デジタル化実証事業事務局
- ・ メール kaisyu_boshidx@nri.co.jp